



# Q

労災保険の遺族年金を受給できる条件を教えてください



# A

条件①……仕事中あるいは通勤途上の災害が原因で亡くなったとき。その者に生計を維持されていた遺族が遺族年金を受給できます。

条件②……年金を受給できる遺族は、年金を受給できる「受給資格者」と受給できる権利を行使できる「受給権者」とに分けられます。

受給資格者は下の表の遺族です。

遺族年金受給資格者		
生計を維持されていた人		
配偶者	①妻	年齢条件はない
	①夫	55歳以上60歳未満
②子供		18歳未満
③父母		55歳以上60歳未満
④孫		18歳未満
⑤祖父母		55歳以上60歳未満
⑥兄弟姉妹		18歳未満
		55歳以上60歳未満

※上記、年齢条件に該当しなくても、障害等級第5級以上の身体障害は受給資格者になります。

※18歳未満とは18歳になった日以後の最初の3月31日までを指します。

「受給資格者」の遺族の内から遺族年金を受給できる順番が決められます。その人が遺族年金を受給できます。下の表がその順番です。

受給権者の順位	
1	妻または60歳以上の夫
2	18歳未満の子
3	60歳以上の父母
4	18歳未満の孫
5	60歳以上の祖父母
6	18歳未満の兄弟姉妹もしくは60歳以上の兄弟姉妹
7	55歳以上60歳未満の夫
8	55歳以上60歳未満の父母
9	55歳以上60歳未満の祖父母
10	55歳以上60歳未満の兄弟姉妹
上記1から6には障害等級が5級以上に該当する障害者も含まれます	
上記7から10の該当者は60歳に達するまでは年金を受給できません	



奥さんも働いていて仕事中あるいは通勤途上の災害が原因で亡くなりました。ご主人は遺族年金を受給できますか？  
奥さんが亡くなったときのご主人の年齢は50歳でした。



今回の裁判事例になります。

遺族年金の受給資格者の条件を検討してみましょう。

①ご主人は生計を維持されていた人になるのでしょうか？

いわゆる共稼ぎのご主人でも生計を維持された人になります。

②前頁の「受給資格者」表を見てください。夫の場合は年齢条件があります。

その条件は妻が死亡時に55歳以上60歳未満です。奥さんが亡くなったときにご主人の年齢は50歳でしたから「受給資格者」ではありません。



上記の共働き夫婦以外に「受給資格」がないケースにはどんな遺族構成がありますか？



例えば、父子家庭があります。

父親が仕事中の災害で死亡しました。生計を一緒にしていた息子が1人います。ただし、子供は19歳。

①息子は生計を維持されていた人になるのでしょうか？

父親と息子で生活していたから共稼ぎ夫婦と同じように息子は生計を維持された人になります。

②前頁の「受給資格者」表を見てください。子の場合は年齢条件があります。

その条件は18歳未満です。子供は18歳未満ではありません。従って子供には「受給資格者」ではありません。



遺族年金はいくら受給できますか？ 事例で説明してください。



例：ご主人(45歳)が仕事中に死亡しました。

残された遺族は妻(42歳)。子供2人(12歳と15歳)。

妻は無条件で受給資格者です。

子供は18歳未満なので受給資格者です。受給資格者は3名です。

受給権者の第1番は妻。遺族年金を受給できるのは妻になります。

遺族年金額		
遺族人数	年金額	日数
1人の場合	年金給付基礎日額×153日	153日
55歳以上の妻、障害状態の妻の場合	年金給付基礎日額×175日	175日
2人の場合	年金給付基礎日額×201日	201日
3人の場合	年金給付基礎日額×223日	223日
4人以上の場合	年金給付基礎日額×245日	245日

**遺族年金の年金額の計算式＝年金給付基礎日額×遺族の人数に対する日数**

・年金給付基礎日額10,000円の場合

・遺族年金額＝10,000円×223日＝2,230,000円

この場合に長男が18歳以上になると「受給資格者」でなくなります。遺族は2名になります。遺族補償年金は201日分(2,010,000円)になります。

次男が18歳以上になると遺族は奥さん1名になり153日分(1,530,000円)になります。

奥さんは亡くなるまで遺族年金を受給できます。



2頁の奥さんも働いていて工作中あるいは通勤途上の災害が原因で亡くなった事例では遺族年金は受給できませんでした。この条件で受給できる遺族補償はありますか？



**遺族一時金があります。**

受給条件は、

・遺族年金を受給できる「受給資格者」の遺族がない場合に受給できます。

**例①**：奥さんが工作中に死亡しました。残された遺族は50歳の夫。

夫は遺族年金を受給できる「受給資格者」の遺族ではありません。

夫は遺族一時金を受給できます。

**例②**：父親が工作中的の災害で死亡しました。生計を一緒にしていた息子が1人います。残された遺族は19歳の子供はです。

息子は遺族年金を受給できる「受給資格者」の遺族ではありません。

息子は遺族一時金を受給できます。



**遺族一時金はいくら受給できますか？**



**遺族一時金＝給付基礎日額×1,000日です。**

上記の一時金のことは、裁判新聞記事に次のように書かれていました。

「妻が死亡した場合の夫の年金受給資格は「60歳以上」と限定。現在は特例で、夫も「55歳以上」であれば年金支給が認められているが、「55歳未満」の場合は一時金として平均給与額の1千日分などしか支給されない」。

平均給与額はとは給付基礎日額のことをさします。